

# 交流及び共同学習のススメ

居住地校交流に関する8つの実践例等

令和2年3月  
群馬県教育委員会  
特別支援教育課

# 目指すは「共生社会の実現」

群馬県では、第2期群馬県特別支援教育推進計画において、基本目標として共生社会の実現を掲げ、交流及び共同学習の推進を目指しています。

## 基本目標5 共に生き、共に学ぶ環境の実現



学校における交流及び共同学習の充実を図り、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指していきます。



共に生きる社会の実現を目指し、特別支援教育に対する理解啓発に努めていきます。

# 交流及び共同学習を行う教育的意義

交流及び共同学習は、障害のあるなしにかかわらず全ての児童生徒にとって、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ重要な機会であると考えます。

条約や国内法においても以下のように位置づけられています。

### 障害者の権利に関する条約

#### 第二十四条 教育

- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包含し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

### 障害者基本法（平成28年8月改正）

#### 第16条

- 3項 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

### 小学校学習指導要領（平成29年3月告示）

#### 第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

#### 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

- イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

※ 中学校学習指導要領（平成29年3月告示）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）等にも同様に示されています。

このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある児童生徒にとっては、様々な人々とともに助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障害のない児童生徒にとっては、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながります。

# 交流及び共同学習の主な種類

交流及び共同学習の形態は、主に以下の4つがあります。

## 【居住地校交流】

特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校等において、在籍する児童生徒と一緒に活動し、ふれ合う交流及び共同学習の形態。

## 【学校間交流】

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等と特別支援学校が、行事等を通じて相互に相手校を訪れ、学校全体、学年、学級等の単位で行う交流及び共同学習の形態。

## 【地域交流】

特別支援学校または小・中学校に在籍している子どもたちが、地域の人々と行事等を通じて行う交流及び共同学習の形態。

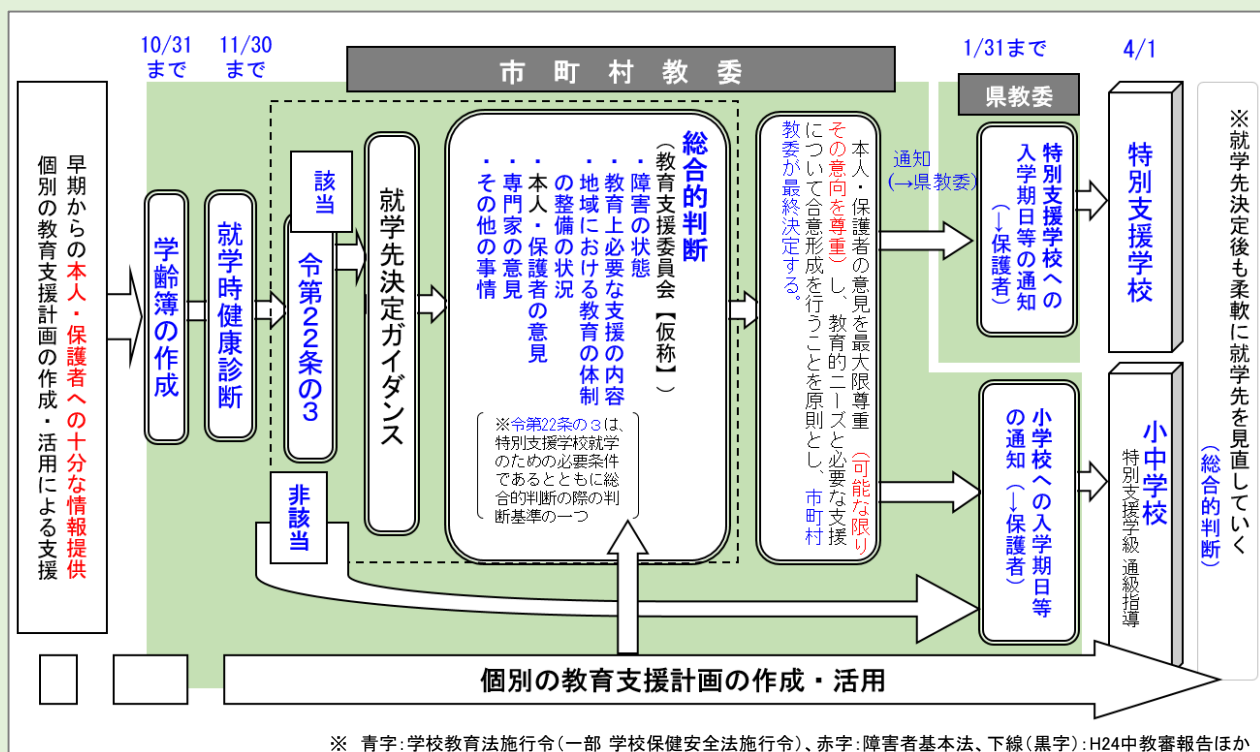
## 【学級間交流】

校内の、通常の学級の児童生徒と特別支援学級の児童生徒が行う交流及び共同学習の形態。



# 就学（学びの場）に関する考え方

平成25年に学校教育法施行令が改正され、就学に関する考え方が大きく変わりました。就学規準（第22条の3）に該当する障害のある児童生徒は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改正されました。これにより、居住地校交流は、より一層重要であると考えられるようになりました。以下の図は、改正後の仕組みを示したものです。



※ 青字:学校教育法施行令(一部 学校保健安全法施行令)、赤字:障害者基本法、下線(黒字):H24中教審報告ほか

# 交流及び共同学習の展開と工夫のポイント

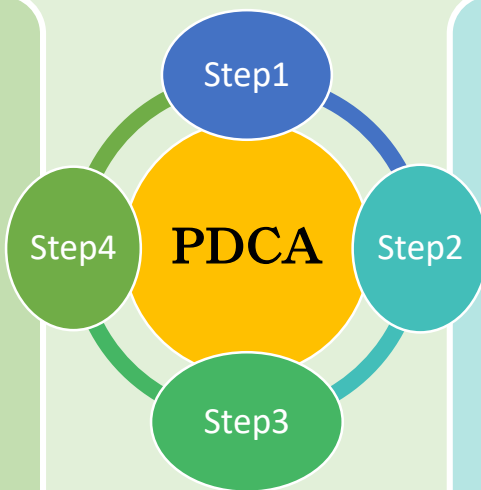
PDCAサイクルにより、より良い交流及び共同学習を目指しましょう。

## 【Step1】指導計画を作成する

- 双方の児童生徒にとって無理のない計画を立てましょう。その際には、教育課程上の位置づけ、評価計画、学習の形態や内容、回数、時間、場所、両者の役割分担、協力体制等について、事前に検討することが大切です。
- 年間の行事計画に位置づけ、学校全体で見通しを持って進めましょう。
- 特別な教育的支援が必要な児童生徒の指導内容・指導方法、配慮事項等については、「個別の指導計画」に明確に位置づけましょう。

## 【Step4】事後学習と評価を大切に して、継続性・発展性のある 交流及び共同学習を目指す

- 児童生徒にとっても、お互いのよさを理解するために実施後の振り返りを行うことが大切です。
- 実施後も、例えば、手紙や作品交換を行うなど活動を工夫してつながりを保ち、交流及び共同学習の継続や発展への意欲を高めるようにしましょう。
- 保護者や本人の了解のもと、学級通信や学校通信等を通じて、当日の活動の様子や児童生徒の感想等学習の成果を積極的に発信しましょう。



## 【Step2】事前学習を工夫する

- 関係する教職員や組織の担当者が、「個別の指導計画」を活用して、目標、指導内容、指導方法、配慮事項等について共通理解しましょう。
- 特別支援学校の教員が小・中学校等へ出向いて、学校紹介や特別支援学校の児童生徒への接し方等について説明するなどして、事前に理解を深めることも大切です。
- 可能な範囲で、準備の段階から双方の児童生徒が運営等に参加できる機会を設けましょう。

## 【Step3】児童生徒が主体的に活動できる環境を整える

- 障害のある児童生徒でも無理なく取り組めるような活動内容を工夫しましょう。
- 児童生徒同士のかかわり合いがより深まるよう、集団の大きさやメンバー構成などを工夫しましょう。
- 教職員等関係者は、望ましいかかわり方の見本を示したり、児童生徒の主体的なかかわりを促す言葉かけ等をするようにしましょう。
- すべての児童生徒が安全に活動できるよう学習環境に配慮しましょう。

# 居住地校交流の手続きの例

居住地域における交流及び共同学習を実施する際、各関係者と連絡・調整をしましょう。

